

将来の成長に資する税制改正を ～「2022年度税制改正に関する要望」

新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受け、その災禍により顕在化したさまざまな問題に直面している日本。今、問われているのは、経済社会の構造変化をふまえてデジタル・トランスフォーメーション(DX)、カーボンニュートラルの実現に向けた動きなどを推進し、今後の経済成長や生産性向上に結びつけられるか、そして、こうした成長に資するよう税体系を遅滞なく見直せるか、である。

当会はかかる観点から、「2022年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、2021年9月15日に公表した。ここではその主な内容を紹介する。



今、税制に求められること ～当会の認識

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種率の上昇や新たな治療薬等により収束の兆しが見え始めてはいるものの、今後の見通しについてはいまだ不透明と言わざるを得ない状況にある。経済がコロナ禍以前の水準にまで回復するには一定期間を要すると想定されるが、ポストコロナを見据え、顕在化したさまざまな課題への対応や、将来の持続的な成長に資する税制改正が求められている。当会では、今どう舵を切るかが

将来のわが国の成長・発展の重要な鍵となるとの認識のもと、「2022年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。その主な内容は以下のとおりである。

具体的な要望内容

1. デジタル化の推進

企業におけるDXの推進

以前からわが国の課題とされていたデジタル化やDXの遅れが新型コロナウイルス感染症の拡大によってより明らかとなり、対応に迫られている。また、今後の

経済社会の変化に対応し、企業が新たな付加価値を創出できるビジネスモデルへと転換していくためには、DXを通じて業務そのものや、組織・プロセス・企業文化等を変革していかなければならない。

そこで、企業がDXを推進するにあたり、ソフトウェア等のデジタル関連投資への支援措置を講じるDX投資促進税制を積極的に活用できるよう、適用要件である投資額下限の売上高比を0.05%（現行：0.1%以上）に引き下げることが求めた。加えて、Society 5.0の実現に欠かせない社会基盤を支える通信基盤の整備促進に向け、2021年度末が期限となっている5G投資促進税制の適用期間の延長も求めた。さらに、データ量の増大や通信速度の高速化、国土強靱化に資する情報通信基盤の耐災害強化への対応として、同じく2021年度末で期限を迎える、データセンター整備に必要な設備の固定資産税を軽減する地域データセンター整備促進税制の適用期間の延長についても要望した。

2. カーボンニュートラルへの対応

2050年カーボンニュートラルの実現は極めて困難な挑戦であり、従来の延長線上の取り組みでは到底達成できない。その達成に向けて企業が投資に力を入れられるよう、税制面からの強力な支援措置が必要である。そこで、企業における研究開発を促進するために、カーボンニュートラルに係る試験研究費については、研究開発税制の税額控除割合（現行：2%～14%）に最大10%上乗せする制度の創設について検討を求めた。

また、企業の足元の取り組みを支援するために、カーボンニュートラルに向けた燃料電池などの製品の生産設備（機械装置）等への支援措置を講じるカーボンニュートラル投資促進税制の、税額控除を最大20%（現行：10%）、特別償却を60%（現行：50%）にそれぞれ引き上げるよう要望した。

3. 経済の活性化に向けた支援

（1）企業の成長促進・競争力強化

企業における研究開発・技術開発への支援

わが国経済の成長を促進するためには、企業の国際競争力を強化し、今以上の成長エンジンとすることが必須であり、それには税制等の整備による支援が必要である。とりわけ、成長戦略において重要なイノベ

ションの創出・強化に関しては、わが国の研究開発投資総額の約70%を占める民間の研究開発が果たす役割は大きい。よって、研究開発や先端投資などによるイノベーションを通じた新たな付加価値の創出、そしてそれを支える基盤技術の維持・強化に関する税制措置は重要である。

そこで、企業の研究開発への投資意欲をより高めるため、試験研究費の一定割合を控除できる研究開発税制の恒久化および控除上限の上乗せ要件の撤廃による支援の拡充、さらには、控除上限の超過金額について翌年度以降も控除可能となるよう、税額控除限度超過額の繰越制度の創設を訴えた。

オープンイノベーションの創出に向けた 取り組み支援

わが国の競争力強化や経済の活性化には、イノベーション創出の担い手である研究開発型の優れたスタートアップの成長を支援する環境を、行政・企業・大学等が協力して整え、自律的にイノベーション創出が循環するエコシステムを構築することが重要である。そのため、スタートアップへの新たな資金供給を促進し成長につなげられるよう、2021年度末で期限を迎えるオープンイノベーション促進税制の適用期間の延長を求めた。また、資金供給・調達の一層の多様化等に向けて、本税制の対象法人が主体となる海外のコーポレート・ベンチャーキャピタルを経由して出資する場合も適用対象とするよう求めた。

企業の事業承継への支援

経営者の高齢化や後継者不在、人手不足による企業の廃業・倒産は、コロナ禍を契機に今後一層拍車が掛かることが懸念される。特に経営者の高齢化・後継者の不在による黒字企業や優良事業の廃業は、地域経済・雇用にとって大きな損失である。中小企業が円滑に事業承継準備を進められるようにするためにも、また、事業を再構築する動きを後押しするためにも、現行の事業承継税制の制度改善が必要であり、これを要望した。

具体的には、経営者の急逝等による相続発生を機に法定相続人が役員に就任し、事業を承継するケースがあることから、後継者が相続開始直前に対象会社の役員でなければならないという後継者役員就任要件は撤廃すべきである。さらに、非上場株式等に係る相

続税・贈与税の納税猶予額の算定の際、外国子会社株式が除外され、後継者に過重な税負担が生じている現状を鑑み、円滑な事業承継および事業の再構築を後押しするためにも、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国子会社株式も対象とすべきであることを要望した。

(2) 企業の経営基盤強化

欠損金の繰越控除制度および繰戻し還付制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保する上で重要な制度である。コロナ禍で、飲食や宿泊、交通などのサービス事業者が赤字決算となるなか、経営への影響を緩和するため、特例的な控除上限なども設定されている(現行:50%控除、特例:最大100%控除)。同制度においては、変化の激しい経済社会環境および諸外国と比較して繰越期間が短い点を鑑み、特例措置の恒久化とともに、当該期間を現行の10年から20年へと延長すべきである。

また、主に中小企業が適用対象である繰戻し還付制度についても、欠損金(前1年間)、災害損失欠損金(前2年間)という現行の期間を見直し、欠損金の繰戻し期間について、一律3年間に延長するよう要望した。

外国税額控除限度超過額および

余裕額の繰越期間の延長

わが国では、法人等が居住地(本店所在地)を置く国の税制に従い、国内外を問わず得た所得に対し課税する「居住地国課税(全世界所得課税方式)」を採用している。そのため、支店形態での海外進出については、「外国税額控除制度(在外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度)」を設け、国際的な二重課税を排除している。ただ、同制度の控除限度超過額および余裕額の繰越期間は、3年と諸外国に比べて短く、二重課税が排除されないケースが生じている。海外に進出する企業は今後も増加が見込まれるため、本制度の繰越期間制限が企業の海外活動の制約とならないよう、繰越限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、米国同様、10年とするよう求めた。

所得拡大促進税制における要件緩和と支援の拡充

経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要である。企業が賃上げなどに積極的に取り組むことを促すために、現在の制度では、雇員給与等支給額が前期比1.5%以上増加した場合は、

増額分の15%が、2.5%以上増加した場合は、増額分の25%が税額控除される。しかしながら、コロナ禍等の影響で賃上げが難しい企業が多数あると推測されることから、時限措置として適用要件を緩和するとともに、税額控除割合を引き上げるよう要望した。

新たな国際課税制度への対応

OECD等が主導的に進めてきた、国際課税における最低法人税率やデジタル課税についての国際合意は、これまで課題とされてきた多国籍企業の課税逃れを防止するとともに、国際的な法人実効税率の引き下げ競争に歯止めをかけようとするものである。今後は、導入に向けて具体的な検討が進むものと思われる。

現在合意されている最低法人税率を下回る課税国もあることから、導入後もその状態が続いた場合の措置や既存のデジタル課税との二重課税の回避、運用時の事務手続きが煩雑にならない手法等について検討を行うべきである。また、国内法制化の際は、国内外の企業間の公平な競争環境の整備等を念頭に、既存の外国子会社合算税制(CFC税制)を見直すことなども求めている。

4. 地域の活性化に向けた後押し

大企業も対象とした国土強靱化税制の創設

地震や豪雨災害が頻発するわが国において防災・減災対策は喫緊の課題であり、企業のBCP(事業継続計画)策定や防災・減災投資等の自主的な取り組みを加速させる必要がある。現状、中小事業者には、防災・減災関連投資への税制優遇措置(中小企業防災・減災投資促進税制)が講じられているが、防災・減災対策は企業規模にかかわらず不可欠である。人命を守ることはもちろん、サプライチェーンの強靱化等による地域雇用、国民生活のレジリエンスを高めるため、大企業にも防災・減災関連投資への税制上の優遇措置を講じるよう求めた。

大阪・関西万博の円滑な開催に向けた

税制上の所要の措置

2025年に開催される大阪・関西万博は、新たな経済社会や生活様式を世界に提示し、従来の枠にとらわれないアイデアや技術を実証、実装する「未来社会の実験場」をコンセプトに掲げている。その実現には、世界各国からの積極的な参加が必要であることから、税制優遇による後押しを求めた。例えば、万博の準備・

運営を行う非居住者・外国法人の来日に備え、非居住者・外国法人に対する所得税・法人税・住民税など、税制上の所要の措置を積極的に講じるよう要望した。

大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた環境の整備

2021年3月、大阪府・市および経済界(金融・証券業、取引所をはじめとする法人・団体などが参画)、大学等は、大阪・関西の地で国際金融都市を実現すべく、「国際金融都市OSAKA推進委員会」(会長:松本正義 関経連会長)を設立した(次ページ「クローズアップ」参照)。

今回の要望では、国際金融都市の実現に不可欠な、金融分野等の高度外国人材の活躍および投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備とともに、国内市場の活性化に寄与する一層の税制措置を要望している。その一環として、まずは、金融商品に係る損

益通算範囲を拡大(デリバティブ取引の追加)するよう求めた。

持続的な経済成長と財政健全化の両立に向けて

今回は、2022年度税制改正に対してさまざまな要望を提示したが、わが国が将来にわたって持続的な経済成長と財政健全化の両立を実現していくためには、税財政一体での改革を行うことが不可欠である。当会では、税体系のあり方、国家財政のガバナンス強化、財政規律の確保、社会保障制度改革など、中長期的な税財政のあり方や政策課題についてさらなる研究・議論を進めており、本年中にあらためて当会としての意見を表明する予定である。(経済調査部 石川紘次)

2022年度税制改正に関する要望 項目一覧

1. デジタル化の推進	<p>①企業におけるDXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアなどのデジタル関連投資への支援措置を講じるDX投資促進税制における、投資額下限の売上高比0.05%(現行:0.1%以上)への引き下げ ・Society 5.0の実現に欠かせない社会基盤を支える通信基盤の整備促進に向けた、5G投資促進税制の適用期間の延長 ・データセンターの整備に必要な設備の固定資産税を軽減する、地域データセンター整備促進税制の適用期間の延長 <p>②税務手続きにおけるデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務手続きの簡素化および効率化に向けた、e-Tax・eLTAXの統合・連携強化
2. カーボンニュートラルへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○カーボンニュートラルに係る試験研究費について、研究開発税制における税額控除割合(現行:2%~14%)に、最大10%上乘せする措置の創設 ○カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除を最大20%、特別償却を60%に引き上げ
3. 経済の活性化に向けた支援	<p>(1)企業の成長促進・競争力強化</p> <p>①企業における研究開発・技術開発への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制の恒久化および支援の拡充、税額控除限度超過額の繰越制度の創設 <p>②オープンイノベーションの創出に向けた取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション促進税制の適用期間の延長および適用範囲の拡充 <p>③企業の事業承継への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が相続開始直前に対象会社の役員でなければならないという後継者役員就任要件の撤廃 など <p>(2)企業の経営基盤強化</p> <p>①欠損金の繰越控除制度および繰戻し還付制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越欠損金の控除上限の特例措置の恒久化および繰越期間の20年への延長 ・欠損金における繰戻し還付制度の繰戻し期間の一律3年間への延長 <p>②外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間の10年への延長</p> <p>③所得拡大促進税制における要件緩和と支援の拡充</p> <p>④新たな国際課税制度への対応</p>
4. 地域の活性化に向けた後押し	<ul style="list-style-type: none"> ①大企業も対象とした国土強靱化税制の創設 ②大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置 ③大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた環境の整備

※要望全文は関経連ホームページに掲載。